

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年11月4日

北秋田市長 津谷 永光

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙1のとおり
- 2 縦覧場所  
北秋田市産業部農林課及び北秋田市ホームページ  
(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)
- 3 本公告により、北秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(別紙 1)

経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	経営管理権 の終期	備考
R7-17	北秋田市阿仁戸鳥内字小倉岱 143-12	76-27	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字小倉岱 143-11	76-28	山林	2045. 3. 31	
	北秋田市阿仁戸鳥内字小倉岱 143-23	76-53	山林	2045. 3. 31	